

## 2014年度普通交付税算定結果の検証

飛 田 博 史

### はじめに

2014年7月25日に2014年度普通交付税大綱が公表され、算定結果が明らかとなった。今年度は2013年度の地方公務員の給与減額措置（以下「減額措置」と呼ぶ）の復元、社会保障・税一体改革にともなう各種税制改正と社会保障の充実、地方法人住民税の交付税原資化、別枠加算の縮小、合併自治体の財政需要を踏まえた算定の導入など、特に変数の多い年度となった。これらは制度充実や見直しへ向けて先鞭をつけたものが多く、今年度の効果は限定的であるが、今後の財源保障の方向を占う重要な事項として注目される。

本稿は、今年度の普通交付税算定結果に焦点をあて、制度改正の解説と算定結果の分析を通じた特徴と財源保障の展望を述べる。

### 1. 2014年度算定のポイント

#### (1) 地方交付税総額の決定

地方交付税総額を決定する地方財政計画（以下「地財計画」と呼ぶ）は、通常収支分が83兆3,607億円（前年度比1.8%、以下カッコ書きは伸び率）と、減額措置の復元や社会保障支出の増加、いわゆる地方財政対策（以下「地財対策」と呼ぶ）としての減額措置対応分の増額確保などにより2年連続で増加した。

一般財源総額についても、景気回復や地方消費増税による地方税等の伸びにより60兆3,577億円と過去最大となった。ただし、地方消費増税分は社会保障目的税とされており、追加的な一般財源として大きく伸びたわけではない。

このうち地方交付税総額は16兆8,855億円（△1.0%）、臨時財政対策債（以下「臨財債」と呼ぶ）との合計でみると22兆4,807億円（△3.4%）といずれも地方税の伸び

による財源不足の縮小により減少している。

図表1は過去5年間の地方交付税総額の財源内訳を表したものである。

ゼロ軸より上には、法定率分の内訳と一般会計加算などの地財対策関連を棒グラフで表し、ゼロ軸より下には交付税の精算分や交付税特会借入償還の合計額を控除分として表した。

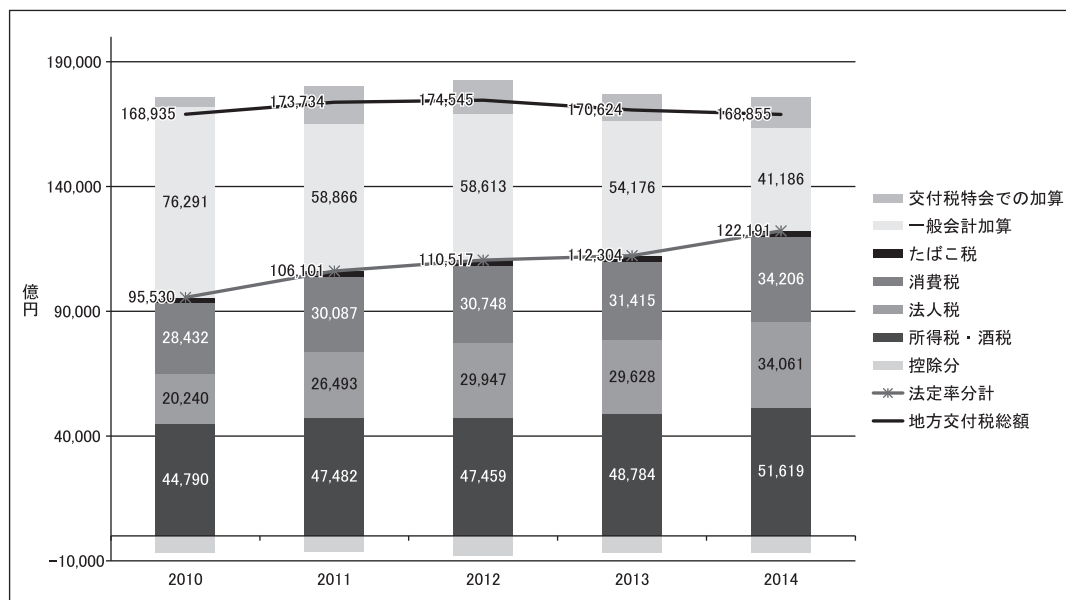
また、これらとは別に法定率分の合計額および地方交付税総額をそれぞれ折れ線グラフで示してある。

法定率分は2010年度の9兆5,530億円から毎年度増加し、2014年度は12兆2,191億円と前年度比8.8%の大幅増となっている。

同期間の主な内訳の推移をみると、法人税が1兆3,821億円と大幅な伸びとなっているが、所得税・酒税も6,829億円増加しており、消費税も増税にともなう法定率分の充実（率は低下）をともない5,774億円の増加である。

この結果、リーマンショックを背景に2009年度以来の特別加算を含む一般会計加算も2010年度の7兆6,291億円から4兆1,186億円まで縮小しており、交付税総額がほぼ横ばいのなかで、一般会計加算が縮小傾向にある。

<図表1> 地方交付税総額確保の状況



(資料) 地方財政計画関係資料(地方団体の歳入歳出総額の見込額)より作成

今年度は法人住民税法人税割の一部が、国税の地方法人税を介して交付税原資として法定化された。初年度は3億円にとどまっているが、平年度ベースのもとで、他の条件を一定とすれば交付税財源が充実し、特別加算は大幅に削減される見込みである。

## (2) 給与の臨時削減の復元

2013年度の減額措置の普通交付税算定への影響は、主に単位費用の算定基礎となる給与単価の引き下げを通じて行われた<sup>(1)</sup>。

今年度は同単価は復元以上の設定となっており、人件費にかかる基準財政需要額（以下「需要額」と呼ぶ）の要素は2012年度水準を回復した<sup>(2)</sup>。ただし、後述するように単位費用の前提となる標準団体の職員数は、項目により削減されているものが散見されるため、マイナス要素も含まれている。

これにともない給与の臨時特例対応として講じられた地域の元気づくり推進費（3,500億円）や緊急減災・防災対策費（4,550億円）<sup>(3)</sup>は、それぞれ既存の項目に振り替えられ、前者については地域の元気創造事業費（3,500億円）として一般行政経費に、後者については投資的経費単独分に算入された。

## (3) 歳出特別枠の縮小と地域の元気創造事業への振替

いわゆるリーマンショック後の財政対策の一環として、地財計画に包括的に算入されてきた歳出特別枠（地域経済基盤強化・雇用等対策費）は、「危機モード」から「平時モード」へという流れのなかで、2013年度の約1.5兆円から1.2兆円に削減された。

図表2は歳出特別枠の見直しにともなう交付税算定の影響を表したものである。

包括経費である「地域経済・雇用対策費」が7,400億円から5,900億円。

社会福祉費などの単位費用に算入される子育て支援サービス充実推進事業、住民生活に光をそそぐ事業、地球温暖化対策暫定事業関連は前年度並み。

その他、地域振興費など数多くの単位費用に包括算入される「活性化推進費」が6,100億円から4,600億円へと引き下げられた。

引き下げ幅は市町村分で大きく、道府県分、市町村分の削減率は地域経済・雇用対

---

(1) 詳細は拙稿（2013）参照

(2) 詳細は拙稿（2014）参照

(3) その他、地財計画の東日本大震災分において全国防災事業費973億円があった

策費で道府県分がマイナス11.4%、市町村分がマイナス27.4%。活性化推進費で道府県分がマイナス13.2%、市町村分がマイナス34.6%であった。

一方、事実上、歳出特別枠の削減分の振替となったのが地域の元気創造事業費である。交付税算定では地財計画の項目と同名で新設され、道府県分で875億円程度、市町村分で2,625億円程度が算定された。

算定式は測定単位を人口として、補正係数に段階補正、経常態容補正を適用し、段階補正による小規模団体への割増し補正をしつつ、行革実績や地域活性化の実績を経常態容補正で加味するかたちとなっている。

総額のうち3,000億円（道府県分750億円、市町村分2,250億円）は行革実績を反映させ、過去のラスパイレス指数の変化、人件費の削減率、その他歳出削減の実績が基礎数値となる。

ラスパイレス指数では2013年7月1日以降の実績が加味され、当時、臨時削減を実施した自治体については加算要因となる。

残り（道府県分125億円、市町村分375億円）は小売業年間商品販売額などの産業指標や一人当たりの県民所得（道府県分）、一人当たり地方税収（市町村分）といった経済財政指標なども採用されている。

なお、詳細な算定基礎や算定結果については後述する。

<図表2> 地域経済基盤強化・雇用等対策費の基準財政需要額への反映

(億円)

事業	総額		うち道府県		うち市町村		関連する 需要額項目
	2013	2014	2013	2014	2013	2014	
地域経済・雇用対策	7,400	5,900	3,300	2,925	4,100	2,975	地域経済・雇用対策費
住民生活に光をそそぐ事業	350	350	70	70	280	280	社会福祉費、地域振興費等
子育て支援サービス充実推進事業	1,000	1,000	200	200	800	800	社会福祉費
地球温暖化対策暫定事業	100	100	50	50	50	50	林野行政費（道府県）、林野水産行政費（市町村）
活性化推進事業	6,100	4,600	2,850	2,475	3,250	2,125	地域振興費、高齢者保健福祉費等
合計	14,950	11,950	6,470	5,720	8,480	6,230	

(資料) 総務省「平成25年度普通交付税大綱」より作成

(注) 合計額は四捨五入の関係で実際の額と異なる場合がある

#### (4) 合併算定替終了への対応

2005年度末までに合併した自治体に対して、10年間の特例措置として講じられた合併算定替えが終了の時期を迎え、今後段階的に一本算定に移行する。そうしたなかで合併にともない広域化した自治体の財政需要を踏まえ、今年度より旧市町村単位に支所があるものと見なしてその関連経費を算定することとなった。

具体的には地域振興費において、3年間で3,463億円の3分の1ずつ（初年度1,154億円）を算定する。詳細は後述する。

なお、2015年度以降、さらに人口密度の低下の反映や標準団体の面積の見直しなどが予定されており、一定の需要額の加算が見込まれる。

#### (5) 地方法人課税の交付税原資化

自治体間の税収の偏在是正を目的として、法人住民税法人税割の一部を国税の地方法人税に振り替え、その全額を地方交付税の原資とする制度が導入された。また、これにともない、2008年度から同じく偏在是正を目的に制度化されている地方法人特別税・譲与税については、3分の1が復元された。

地方法人税については平年度ベースの試算では5,000億円弱が見込まれている。

法人住民税、事業税の税率見直しとも事業開始年度が10月1日以降の法人から適用されるため、今年度の交付税算定では基準財政収入額（以下「収入額」と呼ぶ）には実質的な影響はなかった。

#### (6) 社会保障・税一体改革

社会保障4経費（年金、医療、介護、子育て）に充当することを目的に、2014年4月1日より消費税が8%に引き上げられた。このうち地方消費税は従来の1%から1.7%に引き上げられ、さらに消費税の交付税法定率についても29.5%（消費税換算1.18%）から22.3%（同換算1.40%）と実質的に拡充された。

これにともない地財計画では社会保障充実の地方負担分として3,491億円（消費増税にともなう物価上昇分778億円含む）が見込まれた。

交付税算定では、増税相当分について道府県分（地方消費税）、市町村分（地方消費税交付金）を、収入額に100%算入しており、需要額についても少子・高齢化対策、障害者自立支援、国民健康保険の財政基盤の強化関連など、相当額が算入された。

## 2. 普通交付税算定結果の全体像

### (1) 概況

巻末資料を参照し、算定結果の概況をみてみよう。

普通交付税総額は、地方税の増収見込みにより地財計画上の財源不足が縮小したことから、15兆8,724億円（△1.0%）と前年度より減少している。

このうち道府県分は8兆4,533億円（0.3%）、市町村分は7兆4,191億円（△2.6%）と配分においては道府県分がプラスとなっている。

市町村分の伸び率については交付団体の異同による影響が含まれるが、そのほか、需要額の主要項目である教育費に占める人件費の割合が小さく、減額措置の復元による効果が比較的小さいことも要因としてあげられる。

不交付団体は、直近のピークとなる2007年度には142団体であったが、リーマンショックにともなう財源不足の拡大で2010年度に42団体まで激減した。その後、おおむね増加傾向にあり、今年度は55団体（東京都、49市町村）と前年度を6団体上回った。

不交付団体となったのは福島県広野町、栃木県芳賀町、群馬県上野村、埼玉県三芳町、千葉県市川市、君津市、神奈川県鎌倉市、寒川町、愛川町で、ダムや発電所などの大規模施設の立地による固定資産税や法人税収の増加などが主な要因である。

需要額算定の概況をみると、減額措置の復元、社会保障関連経費の増加、公債費の増加などにより道府県分が18兆5,931億円（3.0%）、市町村分が21兆1,064億円（0.3%）といずれも前年度を上回っている。

しかし、臨財債振替前の実質額でみると、道府県分が22兆32億円（0.5%）、市町村分が23兆2,914億円（△0.5%）と、道府県では微増にとどまり、市町村ではマイナス算定となっている。減額措置の復元や社会保障の充実といったプラス要因が織り込まれた割には、実質的に伸びの少ない算定結果となっている。

このような需要額の傾向を主な内訳でみると、道府県分の増加項目は個別算定経費、地域の元気創造事業費、公債費等。市町村分では地域の元気創造事業費、公債費等であり、市町村分の増加要因は臨時的な経費と公債費等にとどまっている。

一方、収入額は地方消費税増税、事業税、地方法人特別譲与税、固定資産税などで増加しているが、特に法人関連の税収が大きい道府県で5.4%と高い伸びになっている。

る。なお、法人住民税法人税割はいわゆる交付税原資化の影響で伸びが減殺されており、寄与度は小さい。

総じて見ると、収入額が伸び財源不足が縮小するなかで、減額措置の復元など道府県分の需要額が比較的大きく伸びたことにより、交付税配分のウエイトが道府県分が高めに表れる結果となった。また、臨財債控除前でみると需要額の小幅な増減のなかで、収入額の伸びにより実質的な交付税額はマイナス3%台と大幅に縮小している。

地財計画では一般財源総額は微増となったものの、需要額算定の面からみるとマイナス値が多く伸び感の小さい算定結果である。

## (2) 需要額の内訳

次に需要額の動向について詳しくみてみよう。

**図表3**は道府県分と市町村分の需要額の算定結果を、財源不足団体と財源超過団体の総額でみたものである。市町村分については資料の都合上、一本算定の結果で表されている。

道府県分の大項目別の需要額をみると、増加項目は警察費(3.0%)、教育費(1.1%)、厚生労働費(3.4%)、公債費(4.1%)といずれも総額に占める割合が高い項目である。なかでも警察費や教育費などは減額措置の復元効果が反映している。

一方、減少項目は土木費(△3.8%)、産業経済費(△5.0%)、総務費(△3.8%)、歳出特別枠等(△27.6%)、包括算定経費(△5.6%)である。

このうち、総額に占める割合が高いのは総務費、包括算定経費で、いずれも単位費用の引き下げ項目が多く見られる。

市町村分の増加項目は消防費(3.0%)、厚生費(1.8%)、歳出特別枠等(11.0%)、公債費(4.5%)で、総額に占める割合が高い厚生費と公債費の増額効果が大きい。また、歳出特別枠等は地域の元気創造事業費の市町村分への配分割合が高いことから、道府県分とは対照的に増加項目となっている。

一方、減少項目は土木費(△3.1%)、教育費(△2.8%)、産業経済費(△5.5%)、総務費(△4.0%)、包括算定経費(△5.9%)と、総額に占める割合が高い項目で減少傾向がみられる。道府県分では人件費割合が高い教育費関連が減額措置の復元により増加項目となっているが、市町村分では人件費割合が比較的低いため対照的に減少項目となり、このマイナス効果が需要額算定に影響している。

道府県分、市町村分とも総じてプラス項目が限定されており、とりわけ減額措置の

復元の効果が少ない市町村分では、社会保障関連や公債費を除けば歳出特別枠等の増加に依存する状況がみられる。

<図表3> 大項目別基準財政需要額（総額）

		(千円)			
	大項目	2014	2013	増 減	伸び率
道府県分	警察費	2,088,742,110	2,028,271,128	60,470,982	3.0%
	土木費（道路橋りょう費、河川費、港湾費、その他の土木費）	1,223,329,550	1,271,733,757	-48,404,207	-3.8%
	教育費（小学校費、中学校費、高等学校費、特別支援学校費、その他の教育費）	7,227,050,293	7,144,902,378	82,147,915	1.1%
	厚生労働費（生活保護費、社会福祉費、衛生費、高齢者保健福祉費、労働費）	6,322,343,292	6,115,397,330	206,945,962	3.4%
	産業経済費（農業行政費、林野行政費、水産行政費、商工行政費）	743,453,275	782,874,425	-39,421,150	-5.0%
	総務費（徴税費、恩給費、地域振興費）	1,130,393,448	1,174,569,062	-44,175,614	-3.8%
	歳出特別枠等（地域経済・雇用対策費、地域の元気創造事業費等）	379,875,771	524,680,735	-144,804,964	-27.6%
	公債費	3,364,895,384	3,231,920,550	132,974,834	4.1%
包括算定経費	1,506,733,740	1,596,870,040	-90,136,300	-5.6%	
市町村分	消防費	1,612,866,719	1,566,580,978	46,285,741	3.0%
	土木費（道路橋りょう費、港湾費、都市計画費、公園費、下水道費、その他の土木費）	2,425,140,415	2,503,214,257	-78,073,842	-3.1%
	教育費（小学校費、中学校費、高等学校費、その他の教育費）	2,202,140,708	2,264,645,296	-62,504,588	-2.8%
	厚生費（生活保護費、社会福祉費、保健衛生費、高齢者保健福祉費、清掃費）	9,593,240,464	9,427,731,845	165,508,619	1.8%
	産業経済費（農業行政費、林野水産行政費、商工行政費）	563,882,304	596,741,314	-32,859,010	-5.5%
	総務費（徴税費、戸籍住民基本台帳費、地域振興費）	1,839,362,418	1,916,810,202	-77,447,784	-4.0%
	歳出特別枠等（地域経済・雇用対策費、地域の元気創造事業費等）	455,813,713	410,544,474	45,269,239	11.0%
	公債費	3,267,387,775	3,127,076,264	140,311,511	4.5%
包括算定経費	2,685,301,638	2,853,634,819	-168,333,181	-5.9%	

(資料) 総務省「地方交付税関係計数資料」2013年度、2014年度より作成



### (3) 収入額の内訳

図表4は道府県分、市町村分の収入額の主な内訳を前年度と比較したものである。

総額で見ると道府県分、市町村分とも自然増や税制改正にともない、ほとんどの項目で増加しており、法人二税や地方消費税（交付金）が額と伸び率で大きい。

財源超過・財源不足団体別にみると、道府県分では財源超過団体である東京都の収入額総額の伸び率は13.0%であるのに対し、その他は5.4%と半分以下であり、法人二税を中心に収入額の伸び率の差が顕著である。

一方、市町村分は財源超過と財源不足団体数の年度間の異同があるため、伸び率の単純な比較はできないが、財源超過団体と財源不足団体の収入額総額の伸び率には顕著な差があり、団体数の変化を含めても著しい差がある。

<図表4> 基準財政収入額の内訳

(億円)

主な内訳	総 額			財源超過団体				財源不足団体			
	2014	2013	伸び率		2014	2013	伸び率		2014	2013	伸び率
道府県民税個人分	40,358	40,123	0.6%	道府県民税個人分	6,574	6,519	0.8%	道府県民税個人分	33,784	33,604	0.5%
道府県民税法人分	5,909	5,452	8.4%	道府県民税法人分	1,727	1,338	29.0%	道府県民税法人分	4,182	4,114	1.7%
利子割	367	305	20.3%	利子割	143	113	26.4%	利子割	224	192	16.8%
配当割	409	234	74.8%	配当割	72	46	56.5%	配当割	337	188	79.2%
株式等譲渡所得割	71	42	69.0%	株式等譲渡所得割	17	8	120.9%	株式等譲渡所得割	54	34	57.5%
道府県民税計	47,114	46,156	2.1%	道府県民税計	8,532	8,024	6.3%	道府県民税計	38,582	38,132	1.2%
事業税	21,398	19,450	10.0%	事業税	5,285	4,173	26.6%	事業税	16,113	15,277	5.5%
地方消費税	11,414	10,079	13.2%	地方消費税	1,587	1,402	13.2%	地方消費税	9,827	8,677	13.2%
自動車税	11,603	11,623	-0.2%	自動車税	803	810	-0.9%	自動車税	10,800	10,813	-0.1%
軽油引取税	6,111	5,999	1.9%	軽油引取税	309	301	2.5%	軽油引取税	5,802	5,698	1.8%
法定普通税計	101,802	97,603	4.3%	法定普通税計	17,281	15,464	11.7%	法定普通税計	84,521	82,139	2.9%
地方譲与税	18,444	15,104	22.1%	地方譲与税	2,627	2,134	23.1%	地方譲与税	15,817	12,970	21.9%
うち地方人特別譲与税	16,916	13,544	24.9%	うち地方人特別譲与税	2,600	2,106	23.5%	うち地方人特別譲与税	14,316	11,438	25.2%
その他	1,010	1,051	-3.9%	その他	83	90	-8.4%	その他	927	961	-3.5%
合 計	121,256	113,758	6.6%	合 計	19,991	17,688	13.0%	合 計	101,265	96,070	5.4%
道府県民税個人分	55,489	55,222	0.5%	道府県民税個人分	8,850	8,396	5.4%	道府県民税個人分	46,639	46,826	-0.4%
道府県民税法人分	15,276	14,167	7.8%	道府県民税法人分	4,861	3,836	26.7%	道府県民税法人分	10,415	10,331	0.8%
市町村民税計	70,765	69,389	2.0%	市町村民税計	13,711	12,232	12.1%	市町村民税計	57,054	57,157	-0.2%
固定資産税	64,137	63,323	1.3%	固定資産税	11,878	11,272	5.4%	固定資産税	52,259	52,051	0.4%
軽自動車税	1,461	1,414	3.3%	軽自動車税	59	53	11.1%	軽自動車税	1,402	1,361	3.0%
市町村たばこ税	6,916	7,291	-5.1%	市町村たばこ税	839	861	-2.5%	市町村たばこ税	6,077	6,430	-5.5%
法定普通税計	143,293	141,431	1.3%	法定普通税計	26,487	24,418	8.5%	法定普通税計	116,806	117,013	-0.2%
事業所税	2,638	2,656	-0.7%	事業所税	793	766	3.5%	事業所税	1,845	1,890	-2.4%
税交付金	15,858	13,515	17.3%	税交付金	2,185	1,762	24.0%	税交付金	13,673	11,753	16.3%
うち地方消費税交付金	12,295	9,909	24.1%	うち地方消費税交付金	1,728	1,365	26.5%	うち地方消費税交付金	10,567	8,544	23.7%
地方譲与税	4,209	4,267	-1.4%	地方譲与税	264	253	4.4%	地方譲与税	3,945	4,014	-1.7%
その他	943	1,001	-5.8%	その他	85	85	0.0%	その他	858	916	-6.3%
合 計	166,941	162,870	2.5%	合 計	29,814	27,284	9.3%	合 計	137,127	135,586	1.1%

(資料) 同上

(注) 市町村分は一本算定のデータ。伸び率は交付・不交付団体数の変化を含む

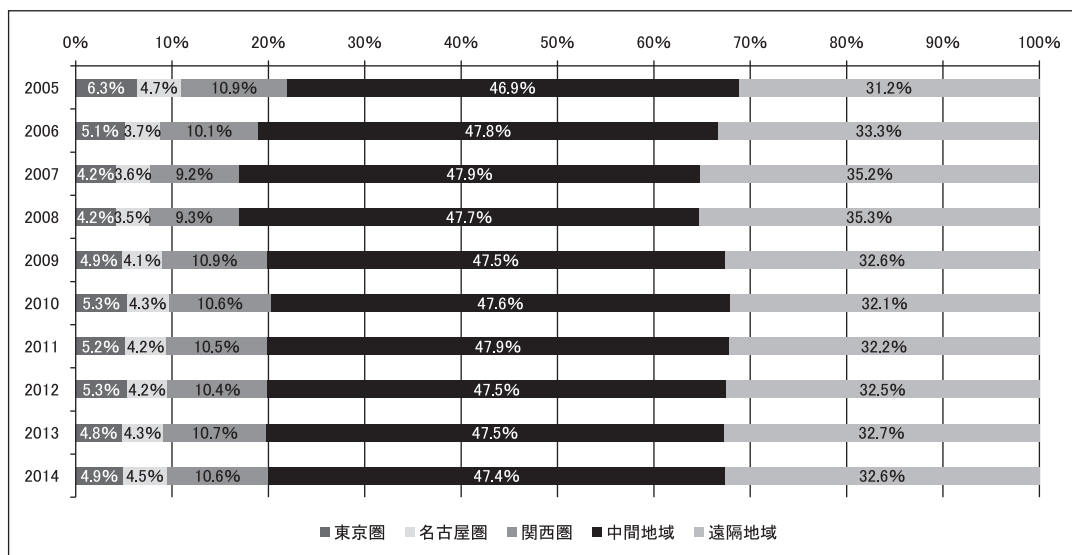
#### (4) 普通交付税の圏域別の配分

普通交付税の自治体間での配分状況を圏域別にみてみよう。

図表5-1・2は2005年度以降の普通交付税配分の推移を5つの圏域<sup>(4)</sup>でみたものである。

道府県分、市町村分とも交付・不交付団体数の異同が小さいことから、2010年度以降は安定しており、2014年度も道府県分では大都市圏（東京圏、名古屋圏、関西圏）で20.0%（前年度19.8%）、中間地域で47.4%（47.5%）、遠隔地域で32.6%（32.7%）。市町村分では大都市圏で20.7%（20.8%）、中間地域で46.8%（46.7%）、遠隔地域で32.5%（32.5%）と大きな変化はみられなかった。

<図表5-1> 圏域別配分状況（道府県分・臨財債除く）



(資料) 同上により作成

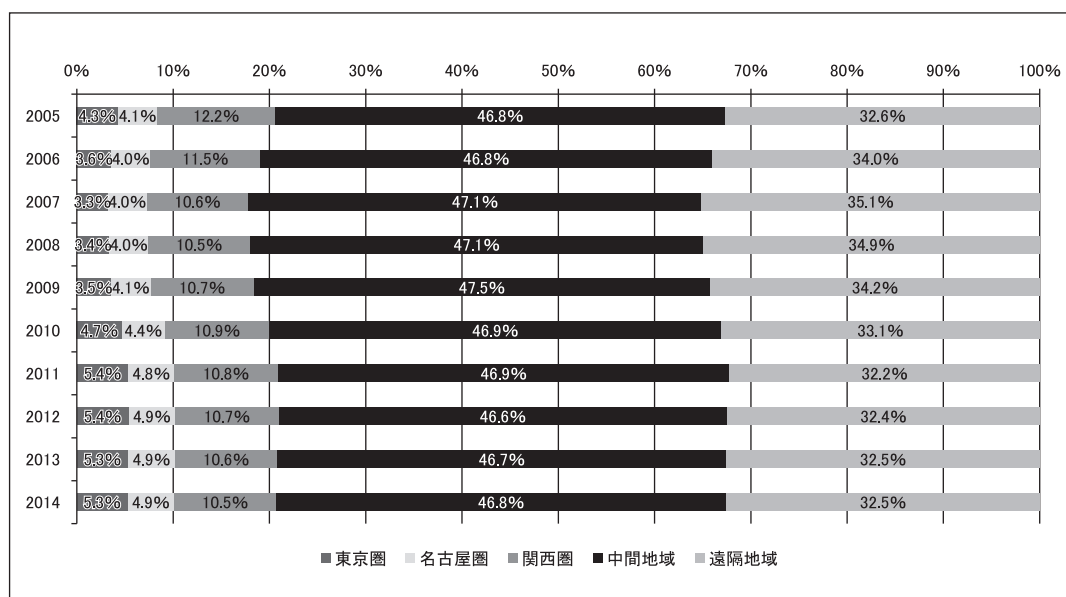
(4) 本稿では47都道府県を以下の5圏域に区分する。

東京圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）、名古屋圏（岐阜県、愛知県、三重県）、関西圏（京都府、大阪府、兵庫県、奈良県）以上「三大都市圏」と呼ぶ。

中間地域（宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、静岡県、滋賀県、和歌山県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県）、遠隔地域（北海道、青森県、岩手県、秋田県、山形県、鳥取県、島根県、山口県、徳島県、高知県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県）以上「地方圏」と呼ぶ。

なお圏域区分については町田俊彦「地方交付税の地域格差は正機能の低下『東京一極集中』」林健久他編『グローバル化と福祉国家財政の再編』を参照

<図表5-2> 圏域別配分状況（市町村分・臨財債除く）



（資料） 同上により作成

なお、大都市圏について臨財債を含む配分割合でみると、道府県分では26.8%、市町村分では大都市圏で25.5%といずれも5～6ポイント程度上昇する。

### （5） 臨財債の振替状況

臨財債は算定式にもとづき各自治体の発行可能額を算定し、相当額を需要額から控除するため、普通交付税からの振替財源の役割を果たす。

発行可能額の算定は2013年度より、需要額と収入額の差額をもとに算定する財源不足額基礎方式を採用し、不交付団体については発行できなくなった。

算定式の特徴は町村などの財政力の低い自治体ほど、財政規模に占める発行額は大きくなるが、本来、交付されるべき普通交付税からの振替率は低く、これとは対照的に政令市などの財政力が高い自治体では振替率が高くなる特徴がある。すなわち、同じ財源不足でも町村などでは普通交付税でまかなう割合が高く、大都市などでは普通交付税よりもむしろ臨財債でまかなう割合が高くなる。

図表6は市町村分に関する交付税から臨財債への振替率を試算したものである。

政令市とその他市町村では適応される係数が異なり、同一の財政力では政令市の振

＜図表6＞ 普通交付税から臨財債への振替率の試算

財政力指数	政 令 市	その他市町村
0.1	16.4%	5.5%
0.2	15.6%	7.0%
0.3	20.7%	9.2%
0.4	24.1%	12.4%
0.5	30.6%	17.8%
0.6	39.7%	25.4%
0.7	52.3%	36.2%
0.8	68.3%	52.4%
0.9	85.1%	68.7%
1.0		85.1%

(注) 自治体の普通交付税算定資料より試算  
なお調整率は加味していない

替率が高くなる。また、財政力の高い自治体ほど振替率が高くなり、財政力が高い自治体ほど臨財債で財源不足を補てんする割合が高くなる。

なお、2013年度の振替率と比較すると政令市については、おおむね前年度より振替率が上昇し、その他市町村では財政力が0.6以上で同様に上昇しているが、0.5以下では逆に低下している。

#### (6) 格差是正算定の効果

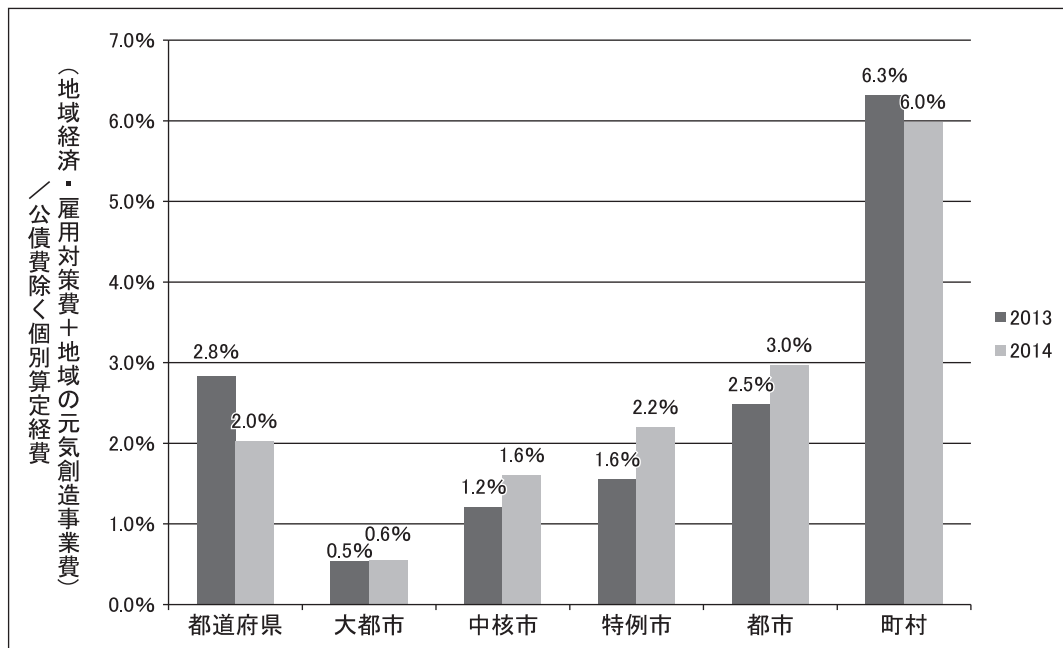
地財計画の歳出特別枠などを受けて、臨時的な項目として算入されている地域経済・雇用対策費や地域の元気創造事業費は、段階補正や独自の係数指標にもとづき、小規模自治体への配分を手厚くするいわば格差是正算定の役割を果たしている。

2014年度は地域経済・雇用対策費の規模が縮小し、一方で地域の元気づくり推進費から地域の元気創造事業費に算定式を大幅に見直し、かつ総額が拡充された。これによりどの程度算定結果が変化したのだろうか。

図表7は地域経済・雇用対策費と地域の元気創造事業費の合計額を個別算定経費（公債費除く）で除して、その割合を試算し、需要額に対する格差是正効果をみたものである。

道府県分（東京都含む）は前年度の地域の元気づくり推進費から総額が圧縮されたことから、その割合は2.8%から2.0%に低下している。

＜図表7＞ 個別算定経費（公債費除く）に占める地域経済・雇用対策費等の割合  
（一本算定）



（資料） 同上より作成

一方、都市規模別にみた市町村分では、町村を除けば創造事業費が増額となったことが寄与しており前年度より割合は上昇している。需要額に占める割合は規模の大きい都市ほど低下する傾向があり、とりわけ大都市では需要額への寄与度は1%未満と小さい。

町村については前年度に比べて割合が低下しているが、依然として6%台と突出して高く、これらの算定項目が町村の交付税配分にとって重要な役割を果たしている。

### 3. 基準財政需要額の算定基礎の分析

#### （1） 単位費用

##### ① 単位費用の状況

図表8-1・2は各項目の単位費用を前年度と比較したものである。

＜図表8-1＞ 単位費用の状況（公債費を除く）

(円)

(道府県分)		単位費用			うち給与費額			2014	
費目	測定単位	2014	2013	単位費用 伸び率	2014	2013	給与費 伸び率	単位費用 に占める 給与費 比率	
警察費	警察職員数	8,526,000	8,284,000	2.9%	8,253,929	7,971,911	3.5%	96.8%	
土木費	道路橋りょう費								
	道路の面積	152,000	159,000	-4.4%	14,822	14,473	2.4%	9.8%	
	道路の延長	1,922,000	1,982,000	-3.0%					
	河川費	河川の延長	162,000	169,000	-4.1%	50,716	48,662	4.2%	31.3%
	港湾費(港湾)	係留施設の延長	27,700	27,700	0.0%	16,934	16,727	1.2%	61.1%
		外郭施設の延長	6,060	6,090	-0.5%				
	港湾費(漁港)	係留施設の延長	10,900	10,900	0.0%	6,352	6,020	5.5%	58.3%
		外郭施設の延長	5,860	5,930	-1.2%				
	その他の土木費	人口	1,470	1,500	-2.0%	649	660	-1.7%	44.1%
	教育費	小学校費	教職員数	6,227,000	6,140,000	1.4%	6,075,192	5,988,082	1.5%
中学校費		教職員数	6,271,000	6,170,000	1.6%	6,125,242	6,024,669	1.7%	97.7%
高等学校費		教職員数	6,712,000	6,590,000	1.9%	6,595,093	6,470,457	1.9%	98.3%
		生徒数	60,500	66,400	-8.9%	18,207	18,506	-1.6%	30.1%
特別支援学校費		教職員数	6,126,000	6,027,000	1.6%	6,027,591	5,926,621	1.7%	98.4%
		学級数	2,132,000	2,244,000	-5.0%	800,123	772,089	3.6%	37.5%
その他の教育費		人口	1,700	1,760	-3.4%	1,208	1,311	-7.9%	71.1%
		公立大学等学生数	220,000	224,000	-1.8%	220,212	224,000	-1.7%	100.1%
厚生労働費	私立学校等生徒数	276,100	271,000	1.9%					
	生活保護費	町村部人口	9,140	8,980	1.8%	1,422	1,529	-7.0%	15.6%
	社会福祉費	人口	12,800	12,300	4.1%	853	792	7.7%	6.7%
	衛生費	人口	14,600	14,400	1.4%	1,778	1,889	-5.9%	12.2%
	高齢者保健福祉費	65歳以上人口	52,000	50,100	3.8%	452	466	-3.0%	0.9%
		75歳以上人口	101,000	95,500	5.8%				
労働費	人口	482	512	-5.9%	305	312	-2.2%	63.3%	
産業経済費	農業行政費	農家数	112,000	116,000	-3.4%	65,890	69,089	-4.6%	58.8%
	林野行政費	公有以外の林野の面積	4,840	4,880	-0.8%	2,376	2,307	3.0%	49.1%
		公有林野の面積	15,400	15,800	-2.5%	314	298	5.4%	2.0%
	水産行政費	水産業者数	313,000	317,000	-1.3%	182,510	179,982	1.4%	58.3%
	商工行政費	人口	2,090	2,250	-7.1%	476	493	-3.4%	22.8%
総務費	徴税費	世帯数	6,170	6,220	-0.8%	1,888	1,907	-1.0%	30.6%
	恩給費	恩給受給権者数	1,124,000	1,131,000	-0.6%				
	地域振興費	人口	628	768	-18.2%	53	50	6.0%	8.4%
	地域経済・雇用対策費	人口	2,330	2,630	-11.4%				
	地域の元気創造事業費 (元気づくり推進費)	人口	860	528	62.9%				
包括算定経費	人口	10,860	11,620	-6.5%					
	面積	1,277,000	1,307,000	-2.3%					

(資料) 地方財務協会「地方財政」2014年5月号および地方交付税算定計数資料より作成  
網掛けは前年度比マイナスとなったもの

<図表8-2>

(市町村分)		単位費用			うち給与費額			2014	
		2014	2013	単位費用 伸び率	2014	2013	給与費 伸び率	単位費用 に占める 給与費 比率	
費目	測定単位								
消 防 費	人 口	11,200	10,800	3.7%	9,058	8,640	4.8%	80.9%	
土 木 費	道路橋りょう費	道路の面積	77,500	79,100	-2.0%	14,763	14,030	5.2%	19.0%
		道路の延長	189,000	204,000	-7.4%				
	港湾費(港湾)	係留施設の延長	26,300	26,200	0.4%	16,213	15,864	2.2%	61.6%
		外郭施設の延長	6,060	6,090	-0.5%				
	港湾費(漁港)	係留施設の延長	11,000	11,000	0.0%	6,321	5,996	5.4%	57.5%
		外郭施設の延長	4,290	4,330	-0.9%				
	都市計画費	計画区域人口	961	968	-0.7%	732	723	1.2%	76.2%
	公 園 費	人 口	517	544	-5.0%	322	333	-3.3%	62.3%
		都市公園の面積	34,900	37,700	-7.4%				
	下 水 道 費	人 口	94	94	0.0%				
その他の土木費	人 口	1,750	1,780	-1.7%	949	956	-0.7%	54.2%	
教 育 費	小 学 校 費	児 童 数	44,400	44,300	0.2%	14,797	14,061	5.2%	33.3%
		学 級 数	835,000	898,000	-7.0%	293,333	278,889	5.2%	35.1%
		学 校 数	9,177,000	9,536,000	-3.8%	6,898,000	6,659,000	3.6%	75.2%
	中 学 校 費	生 徒 数	42,000	41,900	0.2%	8,508	8,085	5.2%	20.3%
		学 級 数	1,028,000	1,119,000	-8.1%	352,000	334,667	5.2%	34.2%
		学 校 数	9,227,000	9,887,000	-6.7%	6,366,000	6,221,000	2.3%	69.0%
	高 等 学 校 費	教 職 員 数	6,805,000	6,701,000	1.6%	6,672,465	6,562,721	1.7%	98.1%
		生 徒 数	75,100	80,800	-7.1%	19,425	19,390	0.2%	25.9%
	その他の教育費	人 口	4,910	5,050	-2.8%	3,170	3,270	-3.1%	64.6%
		幼稚園児数	352,000	339,000	3.8%	349,469	339,002	3.1%	99.3%
厚 生 費	生活保護費	市 部 人 口	9,300	9,130	1.9%	1,851	1,957	-5.4%	19.9%
	社会福祉費	人 口	20,500	20,300	1.0%	1,394	1,563	-10.8%	6.8%
	保健衛生費	人 口	7,580	7,660	-1.0%	1,441	1,529	-5.8%	19.0%
		65歳以上人口	69,300	68,000	1.9%	7,731	7,749	-0.2%	11.2%
		75歳以上人口	88,300	85,100	3.8%				
	清 掃 費	人 口	5,040	5,040	0.0%	1,497	1,423	5.2%	29.7%
産 業 経 済 費	農業行政費	農 家 数	80,400	83,000	-3.1%	41,329	40,989	0.8%	51.4%
	林野水産行政費	林水産業従業者	254,000	270,000	-5.9%	42,240	40,160	5.2%	16.6%
	商工行政費	人 口	1,330	1,450	-8.3%	579	573	1.0%	43.5%
総 務 費	徴 税 費	世 帯 数	4,650	4,990	-6.8%	2,951	3,061	-3.6%	63.5%
		戸 籍 数	1,300	1,480	-12.2%	1,091	1,114	-2.1%	83.9%
		世 帯 数	2,200	2,290	-3.9%	1,846	1,819	1.5%	83.9%
	地域振興費	人 口	1,890	2,270	-16.7%	416	395	5.3%	22.0%
		面 積	1,090,000	1,211,000	-10.0%	203,077	193,077	5.2%	18.6%
地域経済・雇用対策費	人 口	1,700	2,340	-27.4%					
地域の元気創造事業費 (元気づくり推進費)	人 口	2,270	262	766.4%					
包 括 算 定 経 費	人 口	19,980	21,320	-6.3%					
	面 積	2,489,000	2,585,000	-3.7%					

(資料) 同上により作成

網掛けは前年度比マイナスとなったもの



単位費用の増減の動向は、項目別の需要額の増減とほぼ相関しており、単位費用が需要額の主たる決定要因となっている。

道府県分では延べ項目数の33.3%、市町村分では27.5%が前年度比増となっており、2013年度に比べて給与単価の復元効果で増加項目は多いものの、厚生労働費を除けばマイナス値が散見され、全般的な単位費用の動向としては単純に「復元」したわけではない。

道府県分では給与単価の復元効果が大きい警察費や各種教育費の項目で増加しており、これに需要額に占める割合が大きい厚生労働費の増加が加わり、プラス要因が働いている。

一方、市町村分でも給与費割合が高い消防費が増加しているほか、道府県分と同様に厚生費の増加がみられる。また、地域の元気創造事業費の伸び率は、算定の重点が市町村に置かれたことから766.4%と高い伸びとなっている。

## ② 主な増減要因

図表9は主な項目別の増減要因である。

増加要因については、多くの項目で給与復元が共通要因となっており、その他、需要額の占める割合が高い社会保障関連でも経費の自然増や制度の充実分がプラスに寄与している。また、地域の元気創造事業費も前年度の元気づくり推進費との比較で見れば充実項目である。

一方、減少要因については、歳出特別枠（地域経済基盤強化・雇用等対策費）にもとづく臨時項目である地域経済・雇用対策費が減少しているとともに、各単位費用に包括的に算入される活性化推進費も引き下げられているとみられる。標準では「存置」と表記したが、先述のようにマクロベースでは6,100億円から4,600億円に引き下げられていることから、単位費用ベースで減少要因となっている<sup>(5)</sup>。

また、標準団体における職員数の減員も散見される。

標準団体は単位費用を算出する際に想定する仮の自治体であり、道府県分は人口170万人、面積6,500km<sup>2</sup>、市町村分は人口10万人、面積160km<sup>2</sup>などを標準としている。

---

(5) 単位費用の詳細に係る資料（地方財務協会『地方交付税制度解説（単位費用編）』）の2013年度版では、その算定基礎として同経費が別掲されていたが、2014年度には掲載されておらず、既存の経費に包括された。そのため、活性化推進費の見直しにともなう単位費用への影響をみることはできない

<図表9> 項目別単位費用の主な増減理由

	主な増減理由
警察費（警察職員数）	標準団体警察事務職員数の減員、各種手数料の見直し（増減）、給与復元
道路橋りょう費（道路面積）	標準団体職員数の減員、給与復元
河川費	給与復元
港湾費（港湾・係留施設延長）	工事請負費の削減、給与復元
港湾費（漁港・係留施設延長）	
その他の土木費	標準団体職員数の減員、使用料・手数料見直し、給与復元
小・中学校費	活性化推進事業費の存置、標準団体一般教員・事務職員の減員、給与復元
高等学校費（教職員数）	活性化推進事業費の存置、補修指導員派遣事業経費算入、給与復元
高等学校費（生徒数）	活性化推進事業費の存置、標準団体職員数の減員、給与復元
特別支援学校費（教職員数）	標準団体職員数の増員、給与復元
特別支援学校費（学級数）	活性化推進事業費の存置、給与復元
その他の教育費（人口）	活性化推進事業費の存置、標準団体職員数の減員、給与復元
その他の教育費（公立大学等学生数）	給与復元
生活保護費	扶助単価等の改定、標準団体職員数の増員、給与復元
社会福祉費	活性化推進事業費の存置、標準団体職員数の減員、社会保障充実分反映（保育緊急確保事業等）、給与復元
衛生費	活性化推進事業費の存置、特定疾患治療研究事業の地方超過負担分の存置、医療従事者の確保・医療機関の施設設備等経費算入、難病関連の医療費助成経費算入、国保の低所得者保険料軽減制度拡充関連経費算入、給与復元
高齢者保健福祉費（65歳以上人口）	活性化推進事業費の存置、介護給付費負担金の拡充（自然増対応）、介護報酬改定にともなうシステム改修経費算入、給与復元
高齢者保健福祉費（75歳以上人口）	後期高齢者医療給付費負担金の拡充（自然増対応）、高額医療費負担金の拡充（自然増対応）
労働費	活性化推進事業費の存置、標準団体職員数の減員、給与復元
農業行政費	活性化推進事業費の存置、標準団体職員数の減員、多面的機能支払交付金の拡充、農地中間管理機構事業関連経費算入、給与復元
林野行政費（公有以外の林野の面積）	活性化推進事業費の存置、地球温暖化対策暫定事業経費の存置、標準団体職員数の減員、給与復元
林野行政費（公有林野の面積）	地球温暖化対策暫定事業経費の存置、給与復元
水産行政費（水産業者数および漁業協同組合数）	活性化推進事業費の存置、標準団体職員数の減員、海区漁業調整委員会選挙費の見直し、給与復元
商工行政費	活性化推進事業費の存置、標準団体職員数の減員、給与復元
徴税費	標準団体職員数の減員、給与復元
恩給費	標準団体行政規模（恩給受給権者数）の引き下げ
地域振興費	活性化推進事業費の存置、給与復元
地域の元気創造事業費	新設（旧地域の元気づくり推進費）
包括算定経費（人口）	地財計画にもとづく定員合理化等による職員減員、地財計画の投資的経費の減少にともなう建設事業費見直し、給与復元
包括算定経費（面積）	給与復元

		主な増減理由
市 町 村	消防費	活性化推進事業費の存置、消防団装備品経費の拡充、給与復元
	道路橋りょう費（道路面積）	給与復元
	港湾費（港湾・係留施設延長）	工事請負費の見直し、給与復元
	港湾費（漁港・係留施設延長）	
	都市計画費（都市計画区域人口）	給与復元
	公園費（人口）	給与復元
	その他の土木費	給与復元
	小学校費（児童数）	準要保護児童関係経費の拡充、給与復元
	小学校費（学級数）	活性化推進事業費の存置、学校図書館への新規配置に要する経費の存置、教育情報化関連経費の算入、給与復元
	小学校費（学校数）	活性化推進事業費の存置、学校図書館担当職員の配置に要する経費の存置、特別支援教育支援員の配置に要する経費の拡充、教育情報化関連経費の算入、給与復元
	中学校費（生徒数）	準要保護児童関係経費の拡充、給与復元
	中学校費（学級数）	活性化推進事業費の存置、学校図書館への新規配置に要する経費の存置、教育情報化関連経費の算入、給与復元
	中学校費（学校数）	活性化推進事業費の存置、学校図書館担当職員の配置に要する経費の存置、特別支援教育支援員の配置に要する経費の拡充、教育情報化関連経費の算入、給与復元
	高等学校費（教職員数）	活性化推進事業費の存置、給与復元
	高等学校費（生徒数）	
	その他の教育費（人口）	活性化推進事業費の存置、標準団体職員数の減員、給与復元
	生活保護費	扶助単価等の改定、標準団体職員数の増員、給与復元
	社会福祉費	活性化推進事業費の存置、標準団体職員数の減員、社会保障充実反映（保育緊急確保事業等）、給与復元
	保健衛生費	活性化推進事業費の存置、定期接種ワクチン対象追加にともなう経費算入、国保の低所得者保険料軽減制度拡充関連経費算入、給与復元
	高齢者保健福祉費（65歳以上人口）	活性化推進事業費の存置、標準団体の行政規模（要支援・要介護者数）の引き上げ、標準団体職員数の減員、介護給付費負担金の拡充（自然増対応）、介護報酬改定にともなうシステム改修経費算入、給与復元
	高齢者保健福祉費（75歳以上人口）	後期高齢者医療給付費負担金の拡充（自然増対応）
	清掃費	需用費等の見直し、給与復元
	農業行政費	活性化推進事業費の存置、多面的機能支払交付金の拡充、給与復元
	林野水産業行政費	活性化推進事業費の存置、地球温暖化対策暫定事業経費の存置、給与復元
	商工行政費	活性化推進事業費の存置、給与復元
	徴税費	標準団体職員数の減員、給与復元
	戸籍住民基本台帳費（戸籍数）	給与復元
	戸籍住民基本台帳費（世帯数）	給与復元
	地域振興費（人口）	活性化推進事業費の存置、給与復元
	地域振興費（面積）	活性化推進事業費の存置、給与復元
地域の元気創造事業費	新設（旧地域の元気づくり推進費）	
包括算定経費（人口）	地財計画にもとづく定員合理化等による職員減員、地財計画の投資的経費の減少にともなう建設事業費見直し、給与復元	
包括算定経費（面積）	給与復元	

（資料） 『地方財政』2014年5月号より作成

単位費用に含まれる給与費は、標準団体に要する需要項目ごとに設定される職員配置と給与単価にもとづき算出されるため、職員構成や職員数の見直しは単位費用の減要因となる。

給与単価が復元されても職員数の見直しなどがあれば、その効果が相殺されることになり、今年度算定においては給与費の減少要因となっている。

総務費や投資的経費が算定される包括算定経費は、地財計画の投資単独事業の実質減や地財計画上の定員合理化などが反映されており、今年度も減少している。包括算定経費には第2次分権一括法にともなう権限移譲関係の経費などが算定されているが、毎年度減少傾向にあるなかでは算定の実感がない状況となっている。

### ③ 単位費用と給与費分の動向

今年度においては単位費用における給与費復元の影響が大きいと考えられる。

そこで、単位費用に給与費が含まれる需要額項目について、それぞれの伸び率をみることで、両者の相関性を検証する。ただし、単位費用に占める給与費の割合は項目によって異なるため、両者の伸び率よりもむしろ増減の動向に着目する。

単位費用の給与費分の算定は、需要項目ごとに設定される標準団体の職員配置と給与統一単価などにより積算される。

職員配置は通常、部長、課長、経験年数が長く給与単価が高い職員A、経験年数が短く給与単価が低い職員Bの4つの職階で設定し、それぞれの給与統一単価などを掛け合わせて総額を出し、そこから国庫支出金や使用料・手数料などの特定財源を控除し、単位当たりの費用を導出する。なお教育費関連では教育長、課長、職員A、職員Bである。

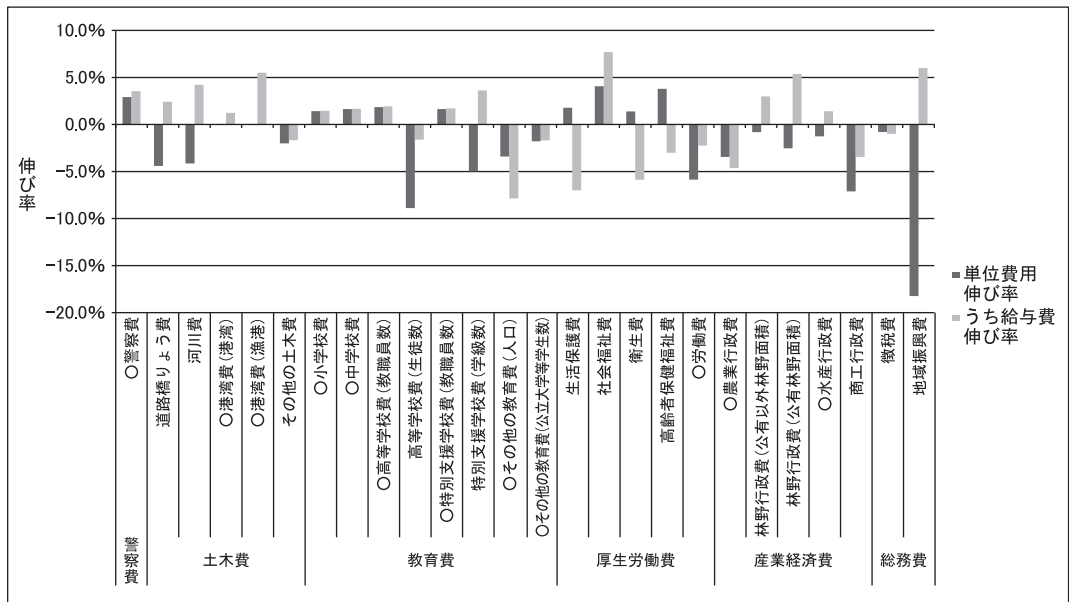
図表10-1・2は単位費用と給与費分の伸び率を表したものである。需要項目の丸印は単位費用に占める給与費分の割合が50%を超えるもので、給与費の単位費用への影響が比較的大きい項目である。

給与費割合が高い道府県分では、単位費用と給与費の伸びが相関する項目が多く、割合が低い項目では単位費用と給与費の動向が逆向きとなる項目がみられる。

市町村分でも給与費割合が高い項目で同様の傾向が見られるが、比較的割合が低い項目が多いため、道府県に比べ給与費の影響が限定的である。とりわけ需要額に占める割合が高い厚生労働費では、給付や補助などの扶助費や委託費などが単位費用に占める程度が高いため相関性は低い。

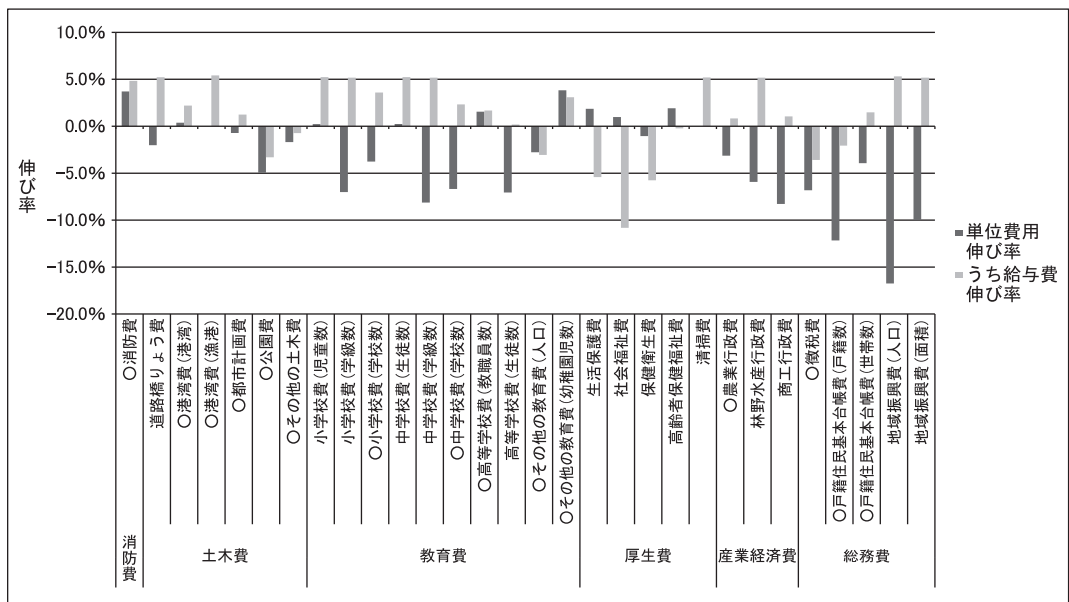
単位費用に占める給与費の割合が高く、その影響が大きいとみられる項目に注目

＜図表10-1＞ 単位費用総額と給与費分の比較（道府県分）



(資料) 地方財務協会「地方交付税制度解説(単位費用編)」2013年度、2014年度より作成

＜図表10-2＞ 単位費用総額と給与費分の比較（市町村分）



(資料) 同上により作成

し、給与費分が減少する主な要因を整理すると以下のような内容があげられる。

### 【道府県分】

- ・その他の教育費（人口）

標準団体における職員配置の構成と人員数の見直し

（本庁の職員Aが76人から46人に減員され、職員Bが56人から86人に増員。また、出張所等では職員Aが100人から54人に減員、職員Bが55人から94人に増員。さらに他の職員も含めた総数では325人から321人に減員）

- ・その他の教育費（公立大学等学生数）

給与費自体は前年度同額であるが、単位費用算定の際に控除する使用料・手数料（入学金等）の充当額が引き上げられたため、計算上減少した。

- ・労働費

標準団体における職員配置の構成と人員数の見直し

（職員Aが57人から49人に減員、職員Bが26人から31人に増員。さらに他の職員も含めた総数では86人から83人に減員）

- ・農業行政費

標準団体における職員配置の構成と人員数の見直し

（職員Aが309人から186人に減員、職員Bが250人から363人に増員。さらに他の職員も含めた総数では571人から564人に減員）

### 【市町村分】

- ・公園費

標準団体における職員配置の構成の見直し

（職員Aが3人から2人に減員、職員Bが2人から3人に増員）

- ・その他の土木費

標準団体における職員配置の構成の見直し

（職員Aが6人から4人に減員、職員Bが8人から10人に増員）

- ・その他の教育費（人口）

標準団体における職員配置の構成と人員数の見直し

（職員Aが20人から14人に減員、職員Bが24人から28人に増員。さらに他の職員も含めた総数では53人から51人に減員）

- ・徴税費

標準団体における職員配置の構成と人員数の見直し

（職員Aが9人から7人に減員、職員Bが21人から22人に増員。さらに他の職員も含めた総数では32人から31人に減員

- ・ 戸籍住民基本台帳費（戸籍数）

標準団体における職員配置の構成の見直し

（職員Aが5人から4人に減員、職員Bが3人から4人に増員）

以上のことから給与費分の減少は、給与単価の低い職員の構成比の上昇や職員総数の減員により給与総額が減少したことにより、給与復元にもかかわらず単価費用が減少したのである。

なお、このような状況は給与費分が増加した項目でも散見されることから、全般的な動向とみることができる。具体的な見直しの根拠として、地方公務員の年齢構成の実態を反映したと推察することは可能であるが、正確な理由は不明である。

## （2）測定単位

測定単位は地方交付税法や普通交付税に関する省令にもとづき、採用すべき統計資料等が指定されている。

**図表11**は測定単位の道府県分、市町村分の財源不足・財源超過団体全体の前年度比を表したものである。

需要額に占める割合が高い人口関連（人口、高齢者人口、市部・町村部人口、計画区域人口、林水産従業者数）の単位は、国調人口にもとづくため変動はなく、全体として測定単位による需要額への影響は限定的である。なお、生活保護費にかかる市部人口と町村部人口の変化は合併による市町村数の変化の影響である。

また、農家数、水産業者数等の産業経済費関連の測定単位は、農林業センサスや漁業センサスの調査が反映される年度から外れたため変化がない。

そうしたなかで目立った変化をしているのは教育費関連の測定単位で、毎年度の学校基本調査にもとづくことから、小・中学校費を中心に本年度も教職員数、児童・生徒数、学級数などで減少している。教育費関連は需要額の規模が大きいいため、測定単位の減少による需要額への影響は大きい。

<図表11> 測定単位（公債費除く）の状況（合計）

		道府県分			市町村分			
		単位	2014	2013	増減	2014	2013	増減
人 口		人	128,057,352	128,057,352	0	同左		
65歳以上人口		人	29,245,685	29,245,685	0	同左		
75歳以上人口		人	14,072,210	14,072,210	0	同左		
市部人口		人				116,530,863	116,477,027	53,836
町村部人口		人	11,526,489	11,580,325	-53,836			
計画区域人口		人				119,841,786	119,787,849	53,937
警察職員数		人	250,580	250,580	0			
道 路	面 積	km <sup>2</sup>	1,489,658	1,482,452	7,206	5,453,140	5,430,337	22,803
	延 長	km	175,814	175,435	379	1,013,154	1,011,125	2,029
	河川の延長	km	221,674	221,523	151			
港 湾	係 留	m	1,223,892	1,217,495	6,397	496,164	500,465	-4,301
	外 郭	m	4,254,873	4,247,396	7,477	2,197,494	2,192,728	4,766
漁 港	係 留	m	856,921	852,341	4,580	823,800	821,871	1,929
	外 郭	m	2,662,963	2,657,870	5,093	2,189,446	2,186,332	3,114
小学校	教職員数	人	415,478	418,061	-2,583			
	児童数	人				6,480,385	6,555,400	-75,015
	学級数	学級				257,771	259,299	-1,528
	学校数	箇所				20,255.67	20,505.00	-249.33
中学校	教職員数	人	240,917	241,471	-554			
	児童数	人				3,211,446	3,239,916	-28,470
	学級数	学級				109,627	109,695	-68
	学校数	箇所				9,561.33	9,639.00	-77.67
高等学校	教職員数	人	191,132	190,705	427	11,951	11,921	30
	生徒数	人	2,151,062	2,150,241	821	144,430	145,106	-676
特別支援学校	教職員数	人	86,939	85,227	1,712			
	学級数	学級	29,282	28,597	685			
公立大学等学生数	人	97,340	97,366	-26				
私立学校等生徒数	人	2,757,446	2,761,530	-4,084				
幼稚園児数	人				264,328	274,072	-9,744	
農家数	戸	2,537,421	2,537,421	0	同左			
水産業者数	人	117,925	117,925	0				
林水産従業者数	人				245,438	245,438	0	
公有地以外の林野の面積	ha	15,295,246	15,295,246	0				
公有林野の面積	ha	1,684,558	1,684,558	0				
世帯数	世帯	51,950,504	51,950,504	0	同左			
戸籍数					52,282,358	52,151,077	131,281	
世帯受給権者数	人	13,713	16,447	-2,734				
面 積	km <sup>2</sup>	377,961.73	377,959.91	1.82	372,921.69	372,915.07	6.62	
都市公園面積	km <sup>2</sup>				924,838	914,542	10,296	

(資料) 前掲「計数資料」より作成



### (3) 補正係数

#### ① 今年度の特徴

補正係数については算定全般に共通する抜本的な見直しはなく、各補正係数の基礎数値の見直しなどによる変動にとどまる。そうしたなかで次の2点が特徴としてあげられる。

#### ◆ 地域の元気創造事業費

地財計画ベースで3,500億円相当を算定する当該経費の補正係数、**巻末資料**に記載されているように段階補正に加え、行革努力分として経常態容補正Ⅰ、経済活性化分として経常態容補正Ⅱが適用されている。

各補正係数の算式における各成果指標の算定基礎は以下の通りである。

---

#### 【行革努力分】

##### ・ A：職員数削減率

当該自治体の職員数削減率／全国平均職員数削減率

(削減率は2009～2013年度の平均職員数と1993～1997年度の平均職員数による。なお、直近の平均職員数については義務教育教職員や警察官数の増員、東日本大震災にかかる災害復旧のための採用職員数は控除される)

##### ・ B：ラスパイレス指数（前年度）

2013年7月1日現在のラスパイレス指数をもとにした係数

(なお、8月以降の減額措置についても開始月に応じて一定の係数がかけられる)

##### ・ C：ラスパイレス指数（直近5カ年平均）

2009年度～2013年度のラスパイレス指数の平均値にもとづく係数

##### ・ D：人件費削減率

当該自治体人件費削減率／全国平均人件費削減率

(削減率は2008～2012年度と1995～1999年度の平均人件費から算出する。なお、退職手当は控除される)

##### ・ E：人件費を除く経常的経費削減率

当該自治体経常的経費削減率／全国平均経常的経費削減率

(削減率は物件費、補助費等、繰出金の2008～2012年度と1995～1999年

度の平均値から算出する。なお、2011～2012年度の復旧復興事業分や地方公営企業会計への建設費および公債費にかかる繰り出しは除く)

・ F : 地方債残高削減率

当該自治体地方債残高削減率 / 全国平均地方債残高削減率

(削減率は、2008～2012年度と1995～1999年度の平均残高から算出する。

なお、臨財債などは除外)

**【地域活性化分】**

・ G : 第一次産業産出額の伸び率 (道府県分)

2009～2011年度と2008～2010年度の平均値から算出

: 農業産出額の伸び率 (市町村分)

2010年度と2005年度のセンサスより算出

・ H : 製造費出荷額の伸び率

2009～2011年度と2008～2010年度の平均値から算出

・ I : 小売業年間商品販売額の伸び率

2010年度と2005年度の実績より算出

・ J : 若年者就業率の伸び率

2010年度と2005年度の実績より算出

・ K : 従業者数の伸び率

2012年度と2009年度の実績より算出

・ L : 事業所数

2012年度と2009年度の実績より算出

・ M : 延べ宿泊者数の伸び率 (道府県分)

2012年度と2011年度の実績より算出

: 転入者人口比率の伸び率 (市町村分)

2010～2012年度と2009～2011年度の平均値から算出

・ N : 一人当たり県民所得 (道府県分)

2008～2010年度と2007～2009年度の平均値から算出

: 一人当たり地方税収 (市町村分)

2010～2012年度と2009～2011年度の平均値から算出

---

行革努力分の算定結果については、割増だけでなく割落としも適用されるた

め、各自治体では、2013年度の削減措置への対応如何による係数の差が生じている。ただし、算定全体では加重平均方式がとられ、ほとんどの自治体で割増し算定となる職員数削減率のウェイトが最も高いため、割落としが大きなマイナスとなる可能性は低い。

一方、経済活性化分については割増しのみ適用となるため、いずれかの項目で何らかの実績があれば、プラスの係数が適用されることになる。

既述の通り、市町村算定に高い配分がなされており、算定結果への影響は市町村分で大きい。もともとの需要額全体に占める算定額は平均的に小さいので、その動向を左右するものではない。

なお、行革算定は、従来、地域振興費（人口）において算定されてきたが、同経費の創設により廃止された。

#### ◆ 合併自治体の支所経費算入

合併算定替終了時期を迎え、一本算定に段階的に移行することによる交付税の減少傾向と合併自治体の広域行政の財政需要を鑑みて、支所経費の算定を3カ年で段階的に充実させる。

支所経費は、従来、市町村分の包括算定経費において標準団体で2カ所が算定されてきたが、今年度から地域振興費（人口）の経常態容補正Ⅰとして算定されることになった。

算定の考え方は合併関係市町村の人口一人当たりの標準的支所経費を29.4千円と設定し、これに当該自治体の人口を乗じ、さらに人口段階および本庁からの距離による補正率を乗じた総額から一人当たりの額を算出し係数化する。今年度は算定初年度であるため総額の3分の1が算定の対象となる。

ただし、同算定は一本算定にのみ適用されるもので、合併算定替が一本算定を上回る限り、実質的な効果はない。

#### ② 市町村分の補正率の状況

需要額の算定は測定単位を最終補正係数<sup>(6)</sup>で補正し、単位費用を乗じて算出する。

したがって、補正前の測定単位と単位費用を乗じた項目ごとの需要額の合計と補正後の需要額の合計の差が、当該自治体の需要額の割増しまたは割落とし率（本稿

---

(6) 需要項目ごとに適用される各種補正係数を累乗加算した最終的な補正係数

では補正率と呼ぶ) とみることができる。

図表12は市町村分の算定結果を市と町村に区分して補正率を試算したものである。

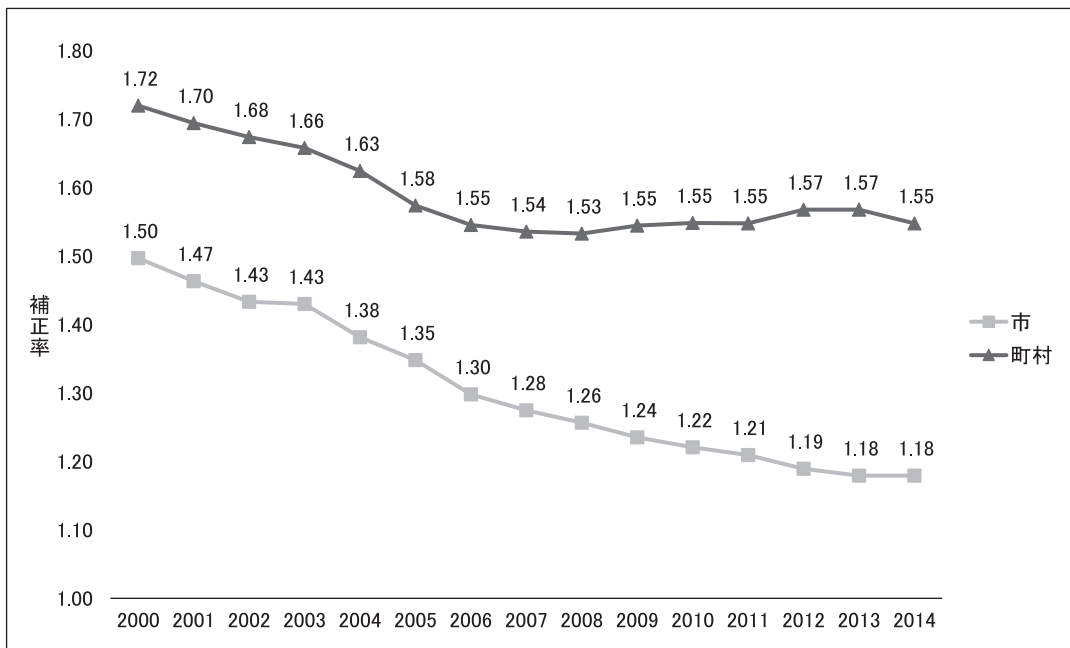
2014年度の補正率は市が1.18と下げ止まり、町村が1.55と前年度比で0.02ポイント低下し、2011年度水準となった。

2000年代前半の高さの主な要因は、地方債の元利償還金の一部を実績ベースで補正する事業費補正の影響が高かったことによるが、その後、起債の抑制や事業費補正の大幅見直しなどにより、補正が縮小してきた。このほか町村では段階補正の抑制も一定程度影響しているが、2000年代半ばから算入されてきた特別加算関連（現在では地域経済・雇用対策費など）や2010年度の段階補正の一部復元などの影響でほぼ下げ止まっている。

大きな影響をもたらしてきた事業費補正が縮小傾向にあるなかでは、抜本的な他の補正係数の見直しがない限り、今後も比較的安定した補正率で推移していくものとみられる。

かつては事業費補正を中心に補正係数は需要額の拡大に大きな役割を果たしてき

<図表12> 市、町村別の補正率の推移



(資料) 同上資料より試算

たが、近年はそうした効果は極めて限定的になっている。その意味では交付税算定は単位費用の役割が相対的に大きくなっているとみることができる。

### ③ 段階補正の状況

2000年代前半に縮小した段階補正は、2010年度の一部復元も含め下げ止まりの傾向にある。2014年度も段階補正の引き上げと引き下げがあいまっており、全体として安定推移といえることができる。

図表13は市町村分の項目のうち、段階補正の上限値が設定されているものについて、過去5年間の推移をみたものである。

2014年度はその他の土木費、その他の教育費、商工行政費、徴税費、戸籍住民基本台帳費（戸籍数・世帯数）で上昇しており、約半数程度を占めている。5年間を通じてみても減少傾向が続く項目はなく、年度により増減する状況がみられる。その点では中期的には安定傾向とみることができる。

<図表13> 段階補正の上限値

	2010	2011	2012	2013	2014
消防費（人口）	2.035	1.980	2.065	2.105	2.100
その他の土木費（人口）	1.740	1.680	1.650	1.630	1.845
その他の教育費（人口）	2.180	2.155	2.160	2.150	2.250
社会福祉費（人口）	1.540	1.570	1.565	1.540	1.540
保健衛生費（人口）	2.995	3.180	3.115	2.990	2.960
高齢者保健福祉費（65歳以上人口）	1.769	1.778	1.796	1.758	1.744
農業行政費（農家数）	2.383	2.383	2.383	2.383	2.383
商工行政費（人口）	2.415	2.420	2.427	2.420	2.645
徴税費（人口）	2.780	2.970	3.180	3.280	3.500
戸籍住民基本台帳費（戸籍数）	1.405	1.418	1.470	1.490	1.519
戸籍住民基本台帳費（世帯数）	2.140	2.510	2.260	2.380	2.440
地方再生対策費（人口）	15.000	15.000			
地域の元気創造費（人口）					15.000
包括算定経費（人口）	15.000	15.000	15.000	15.000	15.000

（資料）市町村の普通交付税算出資料より作成（かっこ内は測定単位）

\* 網掛けは前年度より上限値が引き上げられた項目

\* 生活保護費、地域振興費（人口）、雇用対策・地域資源活用推進費（2011年度のみ）、地域経済・雇用対策費（2012年度～）、地域の元気づくり推進費（2013年度のみ）についてはいずれも上限なし

## おわりに — 2015年度算定への展望

今年度の算定結果は、減額措置の復元を除けば算定結果への影響要因が少ない年度であったといえる。

また、需要額ベースでみると、既存の項目では教育費関連の測定単位を中心に減少要因となったものの、少子化を背景とする自然減が中心であり、2013年度の減額措置のような政策的に削減された要素は少なかった。

ただし、地域の元気創造事業費では、行革算定の補正に、昨年度の減額措置対応の状況により割増し、割落としの双方を適用するなど、割落としがなかった元気づくり推進費とは異なる算定となっている。行革努力の交付税算定への反映は、従来から需要額削減の要素を需要額として算定する点で矛盾があることを指摘してきたが、今回、割落としが講じられることについては、昨年減額措置への対応を踏み絵とする点で問題がある。

地方自治体のなかには、行革努力を財源保障の面で評価してもらいたいという声もあるかもしれないが、中長期にみた交付税算定のあり方として、こうした先行きのない算定を容認していくべきではない。

需要額算定の構造は社会保障関連経費を充実させつつも、全体としては人件費を軸とする経費合理化が、需要額の潜在的な減少要因となり、抑制傾向に働いている。これを歳出特別枠関連の臨時的な経費が格差是正効果をともないつつ下支えしている状況は、今年度においても同様である。

こうした臨時的経費による算定が、交付税配分において重要な役割を占めている現状はこれまで見てきた通りであるが、経費項目や算定内容が頻繁に見直される要素を抱える交付税制度は、地方自治体にとっての「予見可能性」という点で許容しうるとは考えがたい。

1月半ばには、2015年度予算案が閣議決定され、それとともに地財対策も明らかになる。2015年度は、まず、2014年度の税財政制度の見直しの影響が顕在化することが注目される。すなわち消費税・地方消費税の増税および地方税の偏在是正を目的に導入された法人住民税法人税割の交付税原資化の影響が平年度化する。これらはいずれも地方税財源にとっては増収安定の要素である。

それから、新たな課題としては安倍政権が推進する地方創生の影響、消費税増税延期にともなう社会保障の充実の取り扱い、これらを踏まえた地方財政計画の規模などがあげられる。

政府の中期財政戦略では、2015年度までは一般財源総額を確保することが明記されており、財源保障のマクロのフレーム自体は安定確保されるであろう。

問題はその中身であり、いつ消えるともしれぬ歳出特別枠の削減や元気創造事業費が、単なる地方創生に名称変更されるだけに終始するならば、財源保障のあり方としては小手先の対応に過ぎないだろう。

拙稿でしばしば指摘しているように、地方交付税制度は地方の標準的行政経費の財源保障であるとするならば、地財計画や交付税算定はこれを体現するものである。

もし、人口減少社会という問題が地方が中長期的に取り組むべきものであり、それを地方創生と呼ぶものであるとすれば、それは普遍的に必要な標準的経費とみることができるだろう。そうであるならば、「使途の自由な交付金」などという当てにならない補助金ではなく、地財計画のなかで一定の経費内容を積み上げた項目として盛り込み、交付税算定に反映されるべきである。

2015年度は将来を見据えた財源保障のビジョンを描く年度といえそうだ。

(とびた ひろし 公益財団法人地方自治総合研究所研究員)

キーワード：合併算定替／減額措置／地域の元気創造費／歳出特別枠

---

#### 【参考文献】

地方財務協会（2014）、『地方財政』5月号、9月号

飛田博史（2013）、「地方公務員給与削減の地方交付税算定への影響について」『自治総研』6月号

飛田博史（2014）、「2013年度地方交付税算定結果の検証と2014年度の展望（上・下）」『自治総研』5・6月号

<資料> 総務省「平成26年度 普通交付税大綱」

## 平成26年度 普通交付税の決定について

### 交 付 額

(単位:億円、%)

区 分	平成26年度	平成25年度	伸 率
道府県分	84,533	84,251	0.3
市町村分	74,191	76,136	△2.6
合 計	158,724	160,387	△1.0

### 地域の元気創造事業費

通常の算定に加えて、各地方公共団体が地域経済活性化に取り組むための財政需要を算定するため、「地域の元気創造事業費」を計上。

区 分	算 定 額
道府県分	875億円
市町村分	2,625億円
合 計	3,500億円



## 平成26年度 普通交付税の算定結果 (財源不足団体)

### 1 基準財政需要額、基準財政収入額、普通交付税額

(単位:億円、%)

区 分	道 府 県 分		市 町 村 分		
	平成26年度	対前年度伸率	平成26年度	対前年度伸率	
基準 財政 需要 額	個別算定経費 (c、d、e除き) a	170,584	1.1	170,230	△0.8
	包括算定経費 b	14,411	△5.5	27,838	△5.6
	地域経済・ 雇用対策費 c	2,848	△11.3	2,900	△27.5
	地域の元気 創造事業費 d	818	皆増	2,535	皆増
	公債費等 e	31,371	5.1	29,411	5.0
	臨時財政対策 債振替相当額 f	34,101	△11.4	21,851	△7.6
	合 計 (a+b+c+d+e -f) g	(220,032) 185,931	(0.5) 3.0	(232,914) 211,064	(△0.5) 0.3
基準財政収入額	101,251	5.4	136,705	1.9	
交付基準額	84,680	0.4	74,358	△2.5	
普通交付税額	(118,634) 84,533	(△3.3) 0.3	(96,042) 74,191	(△3.7) △2.6	

- (注) 1 ( )書きは、臨時財政対策債分を含めた場合の計数である。  
 2 平成26年度の財源不足団体について、対前年度(当初算定)との伸率を算出している。  
 なお、交付基準額及び普通交付税額については、前年度(当初算定)の実績に対する伸率である。  
 3 交付基準額と普通交付税額との差額は調整額である。  
 4 表示単位未満を四捨五入しているため、項目ごとの数値の計と合計は一致しない。

## 2 算定結果の特徴

道府県分及び市町村分の基準財政需要額、基準財政収入額の全体的な傾向は、次のとおりである。

区 分		道 府 県 分	市 町 村 分
基 準 財 政 需 要 額	増 要 因	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の元気創造事業費の新設</li> <li>消費税・地方消費税の引上げに伴う社会保障の充実（社会福祉費、高齢者保健福祉費等）</li> <li>給与削減措置の復元</li> <li>高齢者保健福祉費（65歳以上人口）の介護給付費負担金</li> <li>高齢者保健福祉費（75歳以上人口）の後期高齢者医療給付費負担金</li> <li>臨時財政対策債償還費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の元気創造事業費の新設</li> <li>消費税・地方消費税の引上げに伴う社会保障の充実（社会福祉費、高齢者保健福祉費等）</li> <li>給与削減措置の復元</li> <li>高齢者保健福祉費（65歳以上人口）の介護給付費負担金</li> <li>高齢者保健福祉費（75歳以上人口）の後期高齢者医療給付費負担金</li> <li>臨時財政対策債償還費</li> </ul>
	減 要 因	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の元気づくり推進費の廃止</li> <li>地方財政計画の歳出特別枠（「地域経済基盤・雇用等対策費」）の減の反映</li> <li>地方財政計画の歳出の重点化・効率化の反映</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の元気づくり推進費の廃止</li> <li>地方財政計画の歳出特別枠（「地域経済基盤・雇用等対策費」）の減の反映</li> <li>地方財政計画の歳出の重点化・効率化の反映</li> </ul>
基 準 財 政 収 入 額	増 要 因	<ul style="list-style-type: none"> <li>法人事業税</li> <li>地方消費税</li> <li>地方法人特別譲与税</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>固定資産税</li> <li>地方消費税交付金</li> </ul>
	減 要 因	<ul style="list-style-type: none"> <li>道府県たばこ税</li> <li>自動車取得税</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村たばこ税</li> <li>自動車取得税交付金</li> </ul>

### 3 主な算定方法改正点

#### 1 「地域の元気創造事業費」の算定(3,500億円程度)

今年度の地方財政計画に計上された「地域の元気創造事業費」については、普通交付税において、人口を基本とした上で、各地方公共団体の行革努力や地域経済活性化の成果を反映して算定。

	行革努力分	地域経済活性化分	計
道府県分	750億円程度	125億円程度	875億円程度
市町村分	2,250億円程度	375億円程度	2,625億円程度

#### 2 市町村合併による行政区域の広域化を反映した算定

平成の合併により、市町村の面積が拡大する等市町村の姿が大きく変化したことを踏まえ、合併団体の支所が住民サービスの維持・向上、コミュニティの維持管理や災害対応等に重要な役割を果たしていることに着目し、平成26年度においては先行的に「支所に要する経費」を算定。

#### 3 消費税・地方消費税の引上げに伴う算定

消費税・地方消費税の引上げに伴う社会保障の充実分等の地方負担額について、基準財政需要額に100%算入するとともに、地方消費税引上げに伴う地方消費税及び地方消費税交付金の増収分について、基準財政収入額に100%算入。

#### 4 東日本大震災の被災団体に対する算定上の特例(42億円程度)

東日本大震災の被災団体に対して、小・中学校費、高等学校費及びその他の教育費(幼稚園)の算定において、引き続き特例的な措置を講じ、財政運営に支障が生じないよう配慮。

平成26年度 普通交付税交付額(道府県分・市町村分)

(単位：百万円)

都道府県	道府県分				市町村分			
	基準財政需要額	基準財政収入額	財源不足額	普通交付税額	基準財政需要額	基準財政収入額	財源不足額	普通交付税額
北海道	1,126,611	465,184	661,428	660,535	1,348,838	586,514	762,325	761,256
青森	319,047	104,483	214,564	214,311	312,963	122,844	190,119	189,871
岩手	325,951	108,429	217,523	217,264	318,407	131,440	186,967	186,715
宮城	370,055	219,036	151,019	150,726	446,219	275,965	170,253	169,900
秋田	274,425	79,827	194,598	194,381	284,404	100,166	184,238	184,013
山形	271,345	90,197	181,148	180,933	253,829	111,400	142,428	142,227
福島	377,892	189,765	188,128	187,828	406,244	218,829	187,414	187,093
茨城	450,697	282,250	168,447	168,090	486,902	337,077	149,825	149,439
栃木	319,042	196,068	122,974	122,722	330,358	247,878	82,481	82,219
群馬	313,540	184,158	129,382	129,133	355,682	238,794	116,888	116,606
埼玉	793,491	607,778	185,713	185,084	970,595	833,944	136,651	135,882
千葉	709,403	551,859	157,543	156,981	843,771	702,403	141,368	140,736
東京	1,981,687	1,999,071	-	-	431,196	382,072	49,124	48,782
神奈川	931,952	854,929	77,023	76,284	1,208,579	1,142,254	66,325	65,367
新潟	475,382	203,502	271,879	271,503	511,912	264,249	247,663	247,257
富山	230,916	102,542	128,374	128,191	215,838	132,808	83,030	82,859
石川	237,693	108,278	129,415	129,227	242,627	139,799	102,828	102,635
福井	207,342	76,039	131,304	131,139	157,497	97,933	59,563	59,439
山梨	209,616	76,616	133,000	132,834	180,991	92,032	88,960	88,816
長野	398,919	185,088	213,831	213,515	480,471	239,689	240,782	240,401
岐阜	350,361	181,650	168,711	168,433	398,685	241,377	157,309	156,993
静岡	512,168	358,979	153,189	152,784	590,583	497,078	93,505	93,037
愛知	896,441	818,706	77,735	77,024	950,847	863,210	87,637	86,884
三重	313,101	177,668	135,433	135,185	343,161	226,108	117,053	116,781
滋賀	241,309	127,015	114,294	114,103	252,320	169,507	82,813	82,613
京都	385,902	214,454	171,448	171,142	458,032	312,525	145,507	145,144
大阪	1,095,643	821,189	274,454	273,586	1,448,778	1,197,585	251,193	250,045
兵庫	777,133	477,600	299,532	298,916	982,138	704,468	277,669	276,891
奈良	249,769	101,228	148,540	148,342	249,127	139,485	109,642	109,445
和歌山	238,019	75,582	162,437	162,248	213,950	104,151	109,799	109,629
鳥取	180,904	45,361	135,543	135,400	141,094	56,506	84,588	84,476
島根	238,851	55,950	182,901	182,712	209,992	71,553	138,438	138,272
岡山	328,984	163,140	165,843	165,583	402,578	233,773	168,805	168,486
広島	437,312	253,238	184,074	183,728	547,477	352,438	195,039	194,605
山口	295,954	124,756	171,198	170,964	290,440	161,003	129,437	129,207
徳島	212,565	65,843	146,722	146,553	174,331	85,873	88,457	88,319
香川	202,774	92,130	110,644	110,484	192,539	116,169	76,370	76,218
愛媛	279,541	113,771	165,770	165,549	301,947	155,394	146,553	146,314
高知	226,544	54,072	172,472	172,293	198,661	71,618	127,043	126,886
福岡	697,565	430,295	267,270	266,717	901,302	592,157	309,145	308,430
佐賀	211,854	68,451	143,404	143,236	175,243	83,854	91,389	91,250
長崎	315,751	96,909	218,842	218,592	331,436	130,335	201,101	200,838
熊本	348,427	131,382	217,045	216,769	390,002	177,347	212,655	212,346
大分	263,944	92,581	171,363	171,154	259,425	126,375	133,051	132,845
宮崎	267,475	83,350	184,125	183,913	243,981	108,443	135,538	135,344
鹿児島	387,907	122,648	265,260	264,952	406,898	162,569	244,329	244,006
沖縄	293,534	91,079	202,455	202,223	264,093	131,555	132,538	132,329
合計	20,574,740	12,124,124	8,468,000	8,453,266	21,106,382	13,670,544	7,435,838	7,419,150

(注) 1. 市町村分については、財源不足団体分を記載している。  
 2. 表示単位未満を四捨五入しているため、各都道府県の数値の計と合計は一致しない。

## 地域の元気創造事業費

### 基本的な考え方

- ・ 普通交付税において、通常の算定に加えて、各地方公共団体が地域経済活性化に取り組むための財政需要を算定

### 平成26年度算定額

	行革努力分	地域経済活性化分	計
道府県分	750億円程度	125億円程度	875億円程度
市町村分	2,250億円程度	375億円程度	2,625億円程度
計	3,000億円程度	500億円程度	3,500億円程度

### 算定方法

単位費用 × 人口 × 段階補正 × ( 経常態容補正Ⅰ + 経常態容補正Ⅱ )

〔道府県： 860円〕  
〔市町村： 2,270円〕

#### 《行革努力分》

経常態容補正Ⅰ = ( 0.3A + 0.2B + 0.1C + 0.1D + 0.1E + 0.1F + 0.1 ) × α

- |  |  |
|--|--|
| <p>A : 職員数削減率<br/>B : ラスパイレス指数 (前年度)<br/>C : ラスパイレス指数 (直近5か年平均)<br/>D : 人件費削減率<br/>E : 人件費を除く経常的経費削減率<br/>F : 地方債残高削減率<br/>α : 算定額を総額に合わせつけるための率</p> | <p>各団体の削減率と全国の削減率との差 (ラスパイレス指数については、指数100との差) に応じて割増し又は割落し</p> |
|--|--|

(注1) 平成25年度のラスパイレス指数については、7月1日時点の指数を用いることを基本としつつ、8月以降の給与減額も反映 (ただし、減額時期に応じた調整率を乗じる)

(注2) 地方債残高削減率については、臨時財政対策債、災害復旧事業債等を除外

(注3) 削減率は、全国数値がピーク時であった5年間の平均と直近5年間の平均により算出  
(例) 職員数削減率：H5～H9の平均職員数とH21～H25の平均職員数により算出

#### 《経済活性化分》

経常態容補正Ⅱ = ( 0.15G + 0.15H + 0.15I + 0.15J + 0.15K + 0.15L + 0.05M + 0.05N ) × β

- |  |                                 |
|--|---------------------------------|
| <p>G : 第一次産業産出額 (道府県) ・ 農業産出額 (市町村)<br/>H : 製造品出荷額<br/>I : 小売業年間商品販売額<br/>J : 若年者就業率<br/>K : 従業者数<br/>L : 事業所数<br/>M : 延べ宿泊数 (道府県) ・ 転入者人口比率 (市町村)<br/>N : 一人当たり県民所得 (道府県) ・ 一人当たり地方税収 (市町村)<br/>β : 算定額を総額に合わせつけるための率</p> | <p>各団体の伸び率と全国の伸び率との差に応じて割増し</p> |
|--|---------------------------------|

(注) 毎年度公表される統計を用いる指標は3か年平均の伸び率を、その他の指標は直近の伸び率を用いる。

平成26年度 地域の元気創造事業費算定額

(単位:百万円)

都道府県	都道府県分	市町村分
北海道	3,230	15,336
青森県	1,741	5,182
岩手県	1,612	4,627
宮城県	1,472	5,193
秋田県	1,704	4,249
山形県	1,486	3,528
福島県	1,628	5,563
茨城県	1,474	8,009
栃木県	1,585	4,880
群馬県	1,331	5,189
埼玉県	2,661	12,507
千葉県	2,529	8,995
東京都	5,693	9,509
神奈川県	3,424	7,865
新潟県	1,211	7,098
富山県	1,235	2,735
石川県	1,372	3,154
福井県	1,385	2,587
山梨県	1,252	3,051
長野県	1,677	7,132
岐阜県	1,603	6,285
静岡県	1,557	5,923
愛知県	2,033	9,106
三重県	1,148	4,483
滋賀県	1,420	3,249
京都府	1,555	4,199
大阪府	4,071	14,270
兵庫県	2,437	10,221
奈良県	1,572	4,217
和歌山県	1,552	2,983
鳥取県	1,289	2,067
島根県	1,745	2,510
岡山県	1,877	4,924
広島県	1,961	6,089
山口県	1,444	3,723
徳島県	1,766	2,984
香川県	1,519	3,031
愛媛県	1,678	4,727
高知県	1,719	3,040
福岡県	2,216	9,144
佐賀県	1,599	3,071
長崎県	1,587	4,869
熊本県	1,726	5,446
大分県	1,718	2,997
宮崎県	1,604	2,933
鹿児島県	1,806	5,889
沖縄県	1,563	3,677
合計	87,467	262,448

- (注) 1. 特別区分の普通交付税は東京都分と合算して算定されるが、上記の表においては市町村分に記載している。  
 2. 表示単位未満を四捨五入しているため、各都道府県の単純合計と合計欄は一致しない。

## 市町村の姿の変化に対応した交付税算定について

### 基本的な考え方

平成の合併により、市町村の面積が拡大する等市町村の姿が大きく変化したことを踏まえ、合併後の市町村の財政需要を的確に把握し、普通交付税の算定に反映。

### 平成26年度の見直し項目

#### ■支所に要する経費の算定

- ・合併団体の支所が、住民サービスの維持・向上、コミュニティの維持管理や災害対応等に重要な役割を果たしていることに着目し、当該支所に要する経費を交付税の算定に反映

#### 【算定方法】

- ・旧市町村の役場＝支所とみなして(本庁が所在する旧市町村役場は除く)、下記の算式により、旧市町村ごとに算定

$$\text{標準的な支所の経費} \times \text{所管区域人口の多寡による補正}^{(\ast 1)} \\ \times \text{本庁からの距離の遠さによる補正}^{(\ast 2)}$$

※1 所管区域人口8,000人、本庁からの距離16kmで約2.4億円

※2 離島の支所は、陸路と海路で実態が異なることを踏まえ、水路距離を2倍として算定

- ・旧市町村ごとに算定した額を合算し、合併団体の一本算定に平成26年度以降、3年間をかけて3分の1ずつ段階的に加算(合併算定替の需要額には加算しない)

#### 【平成26年度算定額】

1,154億円(支所需要額3,463億円の3分の1)

### 【参考】上記の「支所に要する経費」以外の見直し項目

下記について、引き続き市町村の実情を踏まえた検討を進め、平成27年度以降、順次交付税算定に反映

#### ■人口密度等による需要の割増し

- ・合併により市町村の区域が拡大したことにより増加が見込まれる経費(消防、保健・福祉サービスに要する経費等)を反映
- ・離島を合併した団体の需要についても別途検討

#### ■標準団体の面積の見直し

- ・交付税の算定に用いている標準団体の面積を拡大する方向で見直し。これに伴い、標準団体の施設数(公民館、消防の出張所等)を見直し、単位費用に反映等

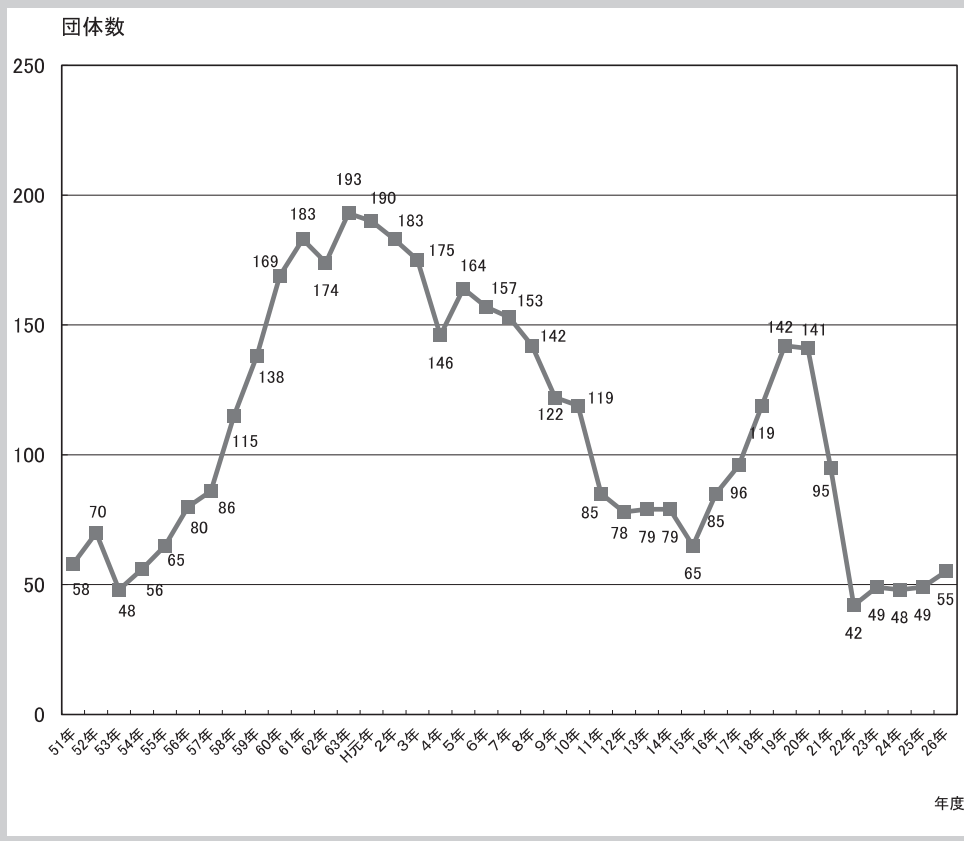
## 平成26年度 不交付団体の状況

### 不交付団体数

区 分	平成26年度	平成25年度	平成24年度
都 道 府 県	1	1	1
市 町 村	54	48	47
合 計	55	49	48

(注1) 合併特例の適用により交付税が交付される団体数を含み、特別区を含まない。  
 (注2) 平成24年度は臨時財政対策債への振替の結果不交付となった団体を除く。

### 不交付団体数の推移(都道府県+市町村)





## 平成26年度普通交付税不交付団体一覧表

1 道府県分 東京都

2 市町村分

都道府県	不交付団体名	不交付 団体数	(参考) H25不交付団体 →H26交付団体
北海道	泊村	1	
青森県	六ヶ所村	1	
福島県	広野町 大熊町	2	
茨城県	神栖市* 東海村	2	
栃木県	芳賀町	1	
群馬県	上野村	1	
埼玉県	戸田市 三芳町	2	
千葉県	市川市 成田市* 君津市 浦安市 袖ヶ浦市	5	
東京都	立川市 武蔵野市 三鷹市 府中市 調布市 多摩市	6	
神奈川県	鎌倉市 藤沢市 厚木市 寒川町 箱根町 愛川町	6	中井町
新潟県	聖籠町 刈羽村	2	
山梨県	昭和町 忍野村 山中湖村	3	
長野県	軽井沢町	1	
静岡県	御前崎市* 長泉町	2	裾野市
愛知県	碧南市 刈谷市 豊田市* 安城市 小牧市 東海市 大府市 みよし市 長久手市 豊山町 大口町 飛島村 幸田町	13	
三重県	川越町	1	
滋賀県	竜王町	1	
京都府	久御山町	1	
大阪府	田尻町	1	
福岡県	苅田町	1	
佐賀県	玄海町	1	
宮崎県		0	木城町

市町村合計 54団体（平成25年度48団体）

3 合計 55団体

- (注)1 平成26年度において交付団体から不交付団体となった市町村は、福島県広野町、栃木県芳賀町、群馬県上野村、埼玉県三芳町、千葉県市川市、千葉県君津市、神奈川県鎌倉市、神奈川県寒川町、神奈川県愛川町の9団体である。
- 2 千葉県市川市、千葉県君津市、愛知県豊山町は、財源不足団体であるが、調整率を乗じた結果、不交付団体となったものである。
- 3 \*印は、平成26年度の一本算定は不交付団体であるが、合併の特例により交付税が交付される市町村である。(4団体)